

## 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

### I. 課題

#### 「生活」の価値が感じられにくい記述となっていること

- ・ 第2分野は、「生活」(unpaid work)の記述が薄く、「仕事」(paid work)中心の記述となっています。例えば、p.23の【基本認識】の1段落目「就業は生活の経済的基盤である」という記述に現れています。充実した仕事生活は、固定的性別役割分業において女性が担ってきた「生活」を基盤として成り立つものであり、そのような意味で「生活」は「仕事」と同等の価値を持つものです。「就業は生活の経済的基盤である」と記述するならば、その前部分に「生活は就業の前提的基盤である」という文言を入れるよう要望します。
- ・ 同分野で推進を検討されている男性の育児休業取得についても同様です。「女性の負担を減らす」だけでなく、「育児の楽しみをパートナーと分かち合う」という視点が必要です。「育児」の負担的側面を主張することは、男性の育児参加を妨げるのではないのでしょうか。加えて、「男性の家事能力を高める」という点について、第10分野等に記載はありません。具体的施策については、分野を横断し、ご検討いただきたいです。

#### 視点・対象者等が限定的な記述が見受けられること

- ・ 女性活躍は就労面においてだけでないという点は、多くの専門家からも指摘がある通りです。「女性活躍」という文言ではなく、「女性の就労における活躍」等にすべきです。
- ・ 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(ILO第190号)において、「仕事の世界」の範囲には、正規・非正規労働者をはじめ、就職活動やインターンシップ中の学生、労働契約を結んでいないボランティアも含まれます。近年、就職活動中の学生に対するパワーハラスメントが明らかとなっています。同条約の早期批准およびその規定の実質的実行を求めます。
- ・ 「コース等で区分した雇用管理制度の周知徹底」の具体的対応策を示してください。また、セクシュアルハラスメント、およびパワーハラスメントに関しては、公務非正規職を含め、非正規雇用者が駆け込むことができる国の相談窓口を設けるよう要求します。
- ・ 現状の把握・課題の整理が不足しています。男女の賃金格差については、同一労働同一賃金を解決策として用いることに終わらず、なぜ格差が生じているのか、格差を固定する要因は何か等、ジェンダーの視点を踏まえた実態調査の実施を求めます。
- ・ 所得税法第56条は、給与、地代家賃、支払利息等の同一生計親族に支払う対価を、事業所得等の必要経費とせず、またこれを受け取った側の所得としない旨規定しています。最近では、各々独立した事業者である配偶者間の対価の支払いにつき、所得税法第56条をめぐる裁判も提起され、制定時には想定できなかったケースも出現しています。社会が大きく変貌する中、同一生計であるというだけで、親族に支払う対価の経費性を一切認めない本規定は、もはや多様な経済実態にそぐわないものとなっているため、改正を求めます。

#### コロナ禍において新しく生じた・明らかになった課題の記述がない。

- ・ マスコミで使用された「夜の街」という語彙は、職業差別であると考えます。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心に、あらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、政府一体となり取り組む

べきです。

- ・ 新型コロナウイルス感染症防止策として、テレワークが一気に広がりました。テレワークは「生活と仕事の両立」に資すると言われているが、民間調査ではテレワーク中の家事・育児が女性に偏っていることが明らかとなった。家事労働の再分配がなされないまま、性急にテレワークを導入することは、女性に過重な負担を強いることになるため、政府として、家事の再分配とテレワークの導入を同時に推進するよう求めます。

## II. 要望

以上の課題を踏まえ、当団体として、以下の取り組みを要望する。

### 「生活」の価値向上のための取り組み

- ・ 本基本計画をはじめ、あらゆる機を捉えて、「仕事」と「生活」の等価値性を明記するよう求めます。また、広報・意識啓発活動により、家事・育児等の「生活」の価値向上を図るよう要望します。特に、若い世代を対象にした啓発活動も望ましいと考えます。
- ・ 「無償労働の貨幣評価」(内閣府・平成 30 年 12 月)によると、専業主婦の家事の年間活動時間は 2,100 時間、年収にすると 304 万 5 千円に相当することから、男女かかわらず、家事等に従事したものに対し、公的年金制度に反映される仕組みの制定を求めます。

### 罰則規定の創設

- ・ 当団体では、男女共同参画社会は、「理念・理想」ではなく、「達成されなければならない状態」であると考えます。そのため、同分野では、女性活躍推進を行った事業主等へのインセンティブの付与のみならず、望ましい状態が達成されていないことに対し「罰則規定」を創設すべきだと考えます。例えば、男女の賃金格差が著しい企業名の公表やハラスメントが明らかになった企業に対する公的調達時の減点制度などが考えられます。

### その他

- ・ 当団体で考える課題で記述した要求事項・解決策・提案について、着実に実行するよう求めます。